



令和2年9月15日
第837号

一般財団法人日本遺族会
〒100-0001 東京都千代田区千代田一丁目一七番九号
電話 03-3261-5521
00160-6-25389
電報掛 0115
編集 毎月1回15日発行
定価 1部130円(税込)

日本遺族会は国の礎となられた英霊顕彰をはじめ、戦没者の遺族の福祉の増進、慰藉救済の道を開くと共に、道義の昂揚、品性の涵養に努め、世界の恒久平和の確立に寄与することを目的とする。

75年目の終戦記念日 全国戦没者追悼式 天皇・皇后両陛下がご臨席

終戦から七十五年となる八月十五日、政府主催の全国戦没者追悼式が、東京・千代田区の日本武道館で開かれた。天皇・皇后両陛下のご臨席のもと、安倍晋三内閣総理大臣や全国各地の遺族ら五百四十人(付き添い含む)が参列。戦後七十五年の節目に先の大戦で犠牲となった約三百万人の戦没者の冥福を祈り、平和への誓いを新たにされた。

今年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会場内ではマスクの着用やアルコールによる手指の消毒の徹底、国歌斉唱はせず、オーケストラの演奏のみとした。

参列者同士の接触を減らすため、献花者らに菊の花を手渡す「献花補助者」も今年は配置しなかった。また、参列できない遺族らのため、厚生労働省は式典の様子を動画投稿サイト「ユーチューブ」でインターネット中継を初めて試みた。

式典は午前十一時五十分開始され、全員起立するなか、加藤勝信厚生労働大臣の先導で両陛下がマスクを着用されご臨席された。続いて安倍内閣総理大臣が登壇し、会場中央の標柱に一礼の後、「先の大戦では、三百万余の同胞の命が失われた。今日、私たちが享受している平和と繁栄は、戦没者の皆様の尊い犠牲の上に築かれたものであることを、



天皇・皇后両陛下が戦没者へ黙祷を捧げられる=8月15日、日本武道館で

終戦から七十五年を迎えるさにお迎えできるよ、国のお務めとして全力で尽くしてまいります」と式辞を述べた。そして、両陛下が「全国戦没者の霊」と書かれた

天皇陛下のごことば

本日、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に当たり、全国戦没者追悼式に臨み、さきの大戦において、かけがえのない命を失った数多くの人々とその遺族を思い、深い悲しみを新たにいたします。

終戦以来七十五年、人々のたゆみない努力により、今日の我が国の平和と繁栄が築き上げられました。多くの苦難に満ちた国民の歩みをおもひ、誠に感慨深いものがあります。私達は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新たな苦難に直面しています。状況が乗り越え、今後とも、人々の幸せと平和を希求し続けていくことを心から願います。

ここに、戦後の長きにわたる平和な歳月に思いを致しつつ、過去を顧み、深い反省の上に立って、再び戦争の惨禍が繰り返されぬことを切に願ひ、戦陣に散り戦禍に倒れた人々に対し、全国民と共に、心からの追悼の意を表し、世界の平和と我が国の一層の発展を祈ります。

追悼の辞
本日ここに、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、内閣総理大臣、三権の長をはじめ、全国各地から遺族の代表が集い、全国戦没者追悼式が厳かに挙行されるに当たり、戦没者遺族を代表し、謹んで追悼のごことばを申し上げます。

忘れぬことのできる八月十五日は、雲ひとつない快晴の暑い日でした。昼を問わず鳴り響いた警戒警報、空襲警報発令のサイレンや、上空を飛ぶB二九爆撃機の音が耳に残ります。私は八歳でした。

思えば戦没者諸君は我が国の危急存亡の戦役に際し、我が身と最愛の家族を顧みず自ら祖国の安全と平和を願ひ、若くして健康な命を国のために捧げられました。如何にか懐かしい故郷の山、川を思い、愛しい妻子、優しい家族を夢に見たことでしょうか。ここに諸君の御前に顔を見せたいと願ひます。今、今お祈り申し上げます。

今後の遺族会を考へる 特別委員会報告書

本紙八月号で掲載したとおり、「今後の遺族会を考へる特別委員会」が報告書を取りまとめた。

この報告書は、一年半にわたり本委員会が議論、検討された内容が五つ(①英霊顕彰、②戦没者遺族の処遇改善、③財政の確立等、④組織対策、⑤昭和館の運営)の事項に

謹 哀悼

岩田全広氏 日本遺族会理事・神奈川県遺族会会長

八月十七日、逝去された。八十三歳。葬儀は神奈川県大磯町の延台寺で行われた。

声なき声

8月28日、安倍晋三内閣総理大臣は突然、辞意を表明した。

第一次安倍内閣での辞任の引き金となったとのこと。安倍総理には、多くの戦没者遺族の要望にこたえていた。お礼申し上げたい。早期のご快癒を祈念する

第二次安倍内閣が発足して一年が経過した平成25年12月26日、安倍総理は、靖国神社に昇殿参拝された。小泉総理が参拝して以来、実に7年4か月振りだった。参拝後安倍総理は、「国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英霊に対して、哀悼の誠を捧げるとともに、尊崇の念を表し、御霊安らかなれ」とご冥福をお祈りしました。

掲載
なお、本委員会の構成員は次のとおりである。

- 委員長 宇田川勲雄氏
- 副委員長 市来健之助氏
- 委員 川上和男氏、永澤庄一郎氏、狩野安氏、山田大氏、國政隆昭氏、山下裕子氏、須賀安江氏、山田周二氏、辻正人氏、オプザバーとして、羽毛田信吾氏、昭和館館長、辺見聡氏、厚生労働省大臣官房審議官、援護担当の十三人。

厚生労働省で 人事異動

厚生労働省で人事異動が行われた。本会に関係のある方は次のとおり。

- 社会・援護局長 橋本 泰宏氏
- 大臣官房審議官・援護担当 岩井 勝弘氏
- 社会・援護局援護企画課長 伊澤 知法氏

令和三年 靖国曆

靖国神社では「令和三年靖国曆」を頒布しています。本曆は、昭和二十三年から発行しているもので、嘉永六年から明治大正・昭和の「御祭神ゆかりの主な出来事」を月毎に掲載しているのが特色です。



好評中
頒布中
令和三年
体裁：B6版 ●頁数：四十八頁
編集発行：靖国神社社務所

主な内容

- 靖国神社の由緒 ○人生儀礼の説明
- 靖国神社の祭事曆 ○手水玉串拝礼の作法
- 家庭のみたままつり ○全国の護国神社一覧
- 年中行事と節気 ○年齢早見表

頒布価格

一部三〇〇円(送料二〇円)
※三〇〇部以上取りまとめの場合は割引となります。
※二部以上の送料はお問い合わせ下さい。

お申し込み方法

「はがき」または「FAX」にて部数・郵便番号・住所・氏名・電話番号をご記入の上、お申し込み下さい。

※暦と同封の払込取扱票にてご送金下さい。

お問い合わせ・お申し込み

靖国神社社務所 祭務課
〒102-8246 東京都千代田区九段北 三一一一
電話 03-3266-1183 3266(代表)
FAX 03-3266-1183 3260(直通)

尾辻会長が代表参拝

水落事務局長が代表参拝

終戦の日

超党派の国会議員でつくる「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」(会長・尾辻秀久本会名誉顧問)は、終戦から七十五年の八月十五日、新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み、四月の春季例大祭に続き、集団参拝を見送り、尾辻会長と水落敏栄事務局長(本会会長)が代表して靖国神社に昇殿参拝した。なお、今年も五閣僚が参拝した。

七十五回目の終戦記念日を迎えた八月十五日、靖国神社には猛暑日の中多くの参拝者の姿があった。新型コロナウイルス感染症の影響により、マスクを着用し、神前での参拝のために間隔を空け整列しての参拝等、例年とは異なる様子が見られた。午前十時三十分、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」を代表して昇殿参拝に向かう尾辻会長と水落事務局長は8月15日、靖国神社で



「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」を代表して昇殿参拝に向かう尾辻会長と水落事務局長=8月15日、靖国神社で

日本遺族会への賛助金のお願い

日本遺族会では、戦没者の英霊顕彰や遺族支援、慰霊友好親善事業、遺骨収集帰還等各種事業の活動のために賛助金を募っております。本会の活動の趣旨にご理解を賜り、何卒ご賛同いただけますようお願い申し上げます。

郵便振替
001302604666
みずほ銀行 九段支店
普通預金 008809300
※口座名は「一般財団法人日本遺族会」です(三ホソノクカイ)

今後の遺族会を考える特別委員会報告書(第1回 掲載)

はじめに

日本遺族会は昭和22年11月の発足以来、一貫して英霊の顕彰、戦没者遺族の処遇改善等に努力を重ね、72年の歳月が流れた。今では、結成当時から遺族会運動に携わる者も少なくなくなり、遺族会運動の継承が図られる。

東日本大震災から9年が経ち、事故にあわれた方々に対する補償問題については、一つの決着を見たところである。しかし、事故にあわれた方々を含め、関係者の方々に対する慰済は、遺族会の使命でもある。

新生日本遺族会として新たに歩みだした遺族会ではあるが、会員の高齢化は如何ともしがたく、高貴ある遺族会の存在意義が薄れかねない状況にある。後継者たる青年部組織の強化は焦眉の急である。戦後世代が全体の8割を超え、戦争の記憶も風化しつつあるなかで英霊顕彰、処遇改善の意義を世論に訴え、かつ、後世に伝えることには多くの困難が予想される。しかし、こうした時期だからこそ、本特別委員会には大所高所から本会の存在意義を再確認し、活動目標や目的を明確に示すことが求められている。こうした現状に鑑み、今抱える懸案事項と将来(令和9年、本会創立80周年、公益目的支出計画終了年までを一つの目安)において想起される問題を明らかにし、これからの遺族会のあるべき姿を想定して、時代の流れに即した遺族会運動をここに提起する。このためにも、令和7年の特別委員会でも獲得する覚悟をもって臨む必要がある。

昭和から平成、そして令和の時代となっても、あの戦争の悲惨さと平和の尊さを知る我々だからこそ、先の大戦での教訓を生かし、現在の平和があることの意義を語り継いでいく責務があることも忘れてはならない。

終わりに、令和9年以後の問題については、また検討していただくことにしたことを付記する。

第1章 英霊顕彰

1. 靖国神社問題

①内閣総理大臣の靖国神社参拝の定着

国家の行為である戦争において犠牲となった戦没者等の慰霊追悼と平和祈願を国民の代表たる内閣総理大臣が行うのは当然のことであり、国家存立の基本である。

また、多くの国民が、靖国神社を我が国で唯一の戦没者追悼施設であると認識していることは、政府自ら認めており、戦没者の遺族にとっても共通の認識である。

加えて、戦没者自身が生前そのように認識していたこと、更に国は、戦没されたら靖国神社に合祀することを約束していたこと。これらを考え合わせると、宗教的行為の枠を超えて、内閣総理大臣は靖国神社に参拝すべきである。このことが国の安寧と繁栄を願って犠牲となられた戦没者に対して応える唯一の道であると信じる。

しかし、現状では近隣諸国への配慮から総理の参拝定着はままならず、閣僚の参拝についても定着していない。靖国神社参拝は時の総理の決断に左右されており、こうした不安定な状況を改善するため、遺族会をはじめとする多くの国民を取り込んだ環境整備に努めなければならない。さらには、こうした不安定な状況を改善するため、政府が現在進める憲法改正等により制度化を図り、将来における要を無くす必要がある。

なお、将来いかなる政権が誕生しようとも、戦没者遺族はこれを要求することを忘れてはならない。

②いわゆるA級戦犯問題

近隣諸国の一部から、いわゆるA級戦犯を合祀する靖国神社に、内閣総理大臣が参拝することに強い批判がある。

しかし、本会は極東国際軍事裁判の正当性を疑うとともに、そこで裁かれたいわゆるA級戦犯の存在を否定する。

かつ、戦後における戦犯の釈放を望む世論の高まりは、赦免等により彼らを釈放し、恩給等の処遇を適用することにより国内的には戦犯の名誉回復は果たされたものと考えられる。

よって、我が国には戦争犯罪人なるものは存在しないのである。

③極東国際軍事裁判の不当性

戦争当時には存在しなかった「平和に対する罪」「人道に対する罪」という事後法に基づいて裁判が行なわれたことが明らかなのである。

加えて、広島・長崎に投下された原爆や日本の主要都市への爆撃は、非戦闘員である一般市民に対する無差別攻撃であり、連合国側こそ人道に非難されてしかるべきである。

また、裁判官の出身国が戦勝11カ国のみという不公平な構成であり、被告側弁護資料はことごとく却下されている。

③サンフランシスコ対日講和条約
昭和27年4月28日のサンフランシスコ対日講和条約の発効により、日本が主権を回復した後、戦犯の名誉回復がはかられ、当時約8,000万人いた日本国民のうち、半数にあたる約4,000万人が、戦犯釈放を求め署名を行っている。

こうした世論の声に応え、国会においては昭和27年から30年にかけて、「戦犯の赦免に関する決議」を衆・参両院で概ね全会一致で4回にわたり可決している。

政府はこれを受け、関係諸国と交渉を重ねた結果、サンフランシスコ講和条約第11条に基づき、関係11カ国の同意を得てA級戦犯は昭和31年3月31日に佐藤賢了の釈放を以て終了。B級・C級戦犯の釈放は昭和33年5月30日までに逐次釈放された。

サンフランシスコ対日講和条約で戦犯赦免手続を規定した第11条の英文におけるJUDGMENTSの日本語訳を「判決」とするが、「裁判」とするによっては法文の解釈がことなるが、英米においては通常、「判決」と解釈されており、これに從えば同条約では刑の執行を受諾したに過ぎず裁判のものを受諾したのではない。当時冷戦時代で、中国は同条約には調印せず、第25条により中華人民共和国はこれについて発言する資格はない。

(参考) サンフランシスコ講和条約 第11条
日本国は、極東国際軍事裁判並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。

④戦犯の国内法上の取扱い
昭和28年、恩給法が復活し、翌29年の改正でいわゆる戦犯受刑者等で刑死、獄死した者は「公務に準ずる死」として遺族に公務扶助料に相当する扶助料を、また、戦争裁判受刑者本人には、恩給が支給されることとなった。

さらに、30年の恩給法改正では、拘禁中も恩給の在職期間に算入されることとなった。

恩給法第9条第1項の2に「3年を超える刑に処せられた時は、恩給は消滅する」と規定されており、本来であれば支給されないはずの戦犯に対して、以上のとおり恩給が支給されている。これによって、国内的には戦犯問題は解決されたものとする。

⑤いわゆるA級戦犯の合祀
靖国神社は、いわゆるA級戦犯を国が公務死に準ずる死(法務死)と認定したので、合祀したのである。

⑥いわゆるA級戦犯の分祀
いわゆるA級戦犯14名を他に分祀しては、との意見が一部にあるが、誰を祀るか否かは宗教法人である靖国神社の意志と責任において行われるべきもので、靖国神社自身の問題である。

しかし、国(旧厚生省)の祭名名簿に全面的に依拠して靖国神社が合祀したことも事実である。戦後の靖国神社の合祀基準は、これ以外にない。

以上の経緯、今日までの経過、また、神道の本質などを勘案すると、到底靖国神社が分祀に応じるとは考えられない。

次号に続く

時局に思う



終戦から七十五年の節目である八月十五日に、万感胸に迫る思いで全国戦没者追悼式に参列いたしました。

後、厚生労働省から全国戦没者追悼式について、早々に相談がありました。全国戦没者追悼式は昭和三十三年八月十五日に挙行され、昭和五十七年に引き継ぎ、感染予防を徹底

し、遺族が安心して、心安らかに慰霊追悼に臨めるよう、最後まで奔走してくださった厚労省をはじめ、断腸の思いで多くの遺族が参列を辞退されました。こうした遺族に代表して心より感謝を申し上げます。

現在、感染症予防のため、人が集うこと、往來することに制限がかかるため、遺族会活動もいかに取り組むか模索している最中です。

そうした中で、離れていても平和を祈る思いを繋げたいと本会でフェイスブックを立ち上げ、各支部の活動を紹介するとしたところ、慰霊祭、追悼式、みたままつりや忠霊塔の清掃など続々と寄せられ、連日お伝えすることができました。この企画を通して、各支部が感染予防に頭を悩ませながら、真摯に活動しておられる姿に接し、改めて私たちの思いは、つながっていることを痛感しました。

第45回慰霊大祭を斎行

英霊にこたえる会主催

英霊にこたえる会が主催する「第四十五回全国戦没者慰霊大祭」が八月十五日、午前九時から東京・靖国神社拝殿で斎行された。今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小した。今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小した。大祭には市来健之助本会副会長(山口県遺族連盟会長)、呼上和男同専務理事をはじめ自衛隊の統合・陸上・海上・航空幕僚長(各代表)、都道府県本部、中央参加団体代表など約三十人が参列した。

斎唱ののち、修祓、献饌、齋主の祝詞奏上、続いて寺島泰三会長が祭文を奏上したのち、参列者全員が本殿に進み、玉串を捧げ拝礼した。

また同日、午前十三時十分からは、英霊にこたえる会と日本会議共催の「第三十四回戦没者追悼」の誤りでした。ここに訂正し深謝いたします。

本会事業参加者の皆様へ

本会の事業に参加するに当たり、得た個人情報「個人情報保護法」の定めにも拘らず、厳重に扱います。日本遺族会の個人情報保護方針につきましてはホームページを参照されたい。本会にお問い合わせください。

国民集会」がユーチューブでのライブ中継で配信された。

お詫び
本紙8月(第836号)発行の2面要約事項実現に向けての記事中の名前で熊木利幸氏と表記しましたが、正しくは「熊木利行氏」の誤りでした。ここに訂正し深謝いたします。

JARRWC

硫黄島で11柱を収集 派遣者縮小で作業に従事

日本戦没者遺骨収集推進協会（JARRWC）主催による硫黄島戦没者遺骨収集派遣団（第一回派遣）が七月二十九日から八月十二日までの十五日間派遣され、本会からは二人が参加協力し、硫黄島の壕等で収集作業に従事し、十一柱を収集した。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うPCR検査を受け陰性反応者の派遣となった。

硫黄島戦没者遺骨収集派遣団（第一回収集）は、減少傾向に向かっていたため、当初の通り本会派遣者は六人を予定していた。しかし、感染者は七

月に入り増加に転じ、過去最多を更新する状況となった。このため推進協会は派遣者の規模を一部

三原（東京・神奈川県・千葉）に縮小し、PCR検査を受けて陰性反応者のみを派遣者として

た。これにより本会からは二人となった。派遣団は、今年一月派遣の継続となる島北部、漂流木海岸と外周道路外側との間にある壕や、地表面を掘削しながら作業を進め、九柱を収集した。

さらに、航空基地庁舎の近傍では、地底レーダー探査で反応があった地表面を掘り下げ、メタンガスが発生する中送風管で空気を送りながら作業を行い、地表面から五メートル下の地中で二柱

を収集した。収集された十一柱は、硫黄島内の厚生労働省事務所に仮安置された。

送風管で空気を送りながら作業に従事する派遣団員＝硫黄島で

特集 遺骨収集事業の問題と今後の課題―事業の抜本的見直しについて―

（収容・鑑定のあり方の見直し）

ロシア等での戦没者遺骨の取り違えを長年にわたり適切に対応していか

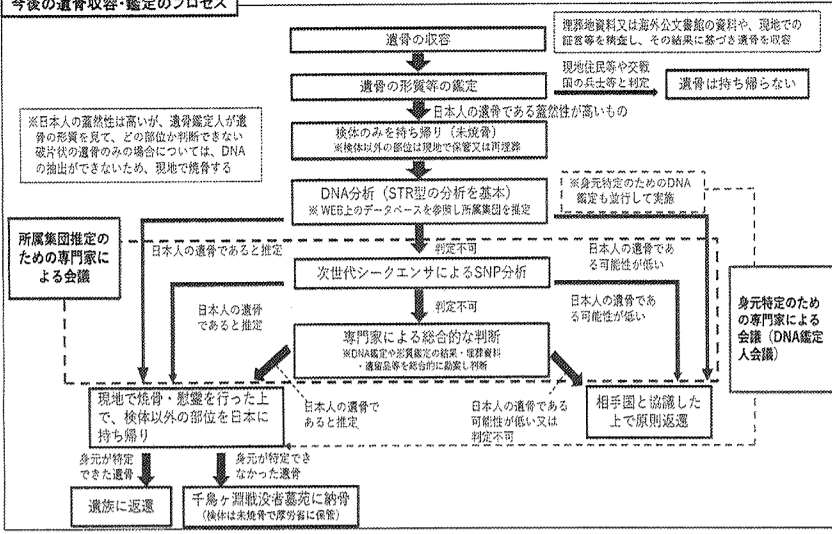
収容・鑑定のあり方の見直し 科学的所見への適切な対応

厚労省は、大前提として、遺族の心情を第一に遺骨収集事業に当たるとし、科学的専門的知見を踏まえ、遺骨の収容から鑑定まで、厚労省が統一的に責任を持つて進めることが重要であると

し、次のようなプロセスに沿って実施することとした。

（一）遺骨の収容のプロセス

（二）遺骨の収容のプロセス



専門家の意見も聞くなど、科学的・専門的知見を踏まえ、調査結果を確実に分析した上で、現地政府等と協議し、収容場所を決める。また、遺骨収集団員に対し、収容方法等の事前説明を徹底する。

① 収容現場の情報を正確に記録
埋葬地等の周囲の状況や埋葬状況等について必ず写真撮影し、判断の根拠となる情報を正確に残しながら収容作業を行う。

② 遺骨の形質等の鑑定
日本人ではないと判定された遺骨は持ち帰らない。

③ 検体のみを未焼骨で送還する
遺骨鑑定人による遺骨の形質鑑定に加え、事前調査した埋葬地資料又は海外公文書館資料や現地住民の証言等の手掛り情報に加え、埋葬状況、遺留品等の状況も踏まえ、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された場合はDNA鑑定用の検体のみを未焼骨で日本へ持ち帰る。

④ 検体以外の遺骨の保管場所に配慮する
検体以外の遺骨は、DNA鑑定が終わるまで現地で保管する。保管場所は、所属集団判定のため

のDNA鑑定と並行して、従来の身元特定のための専門家による会議（DNA鑑定人会議）においてDNA鑑定結果を議論する。

（三）遺骨鑑定のプロセス
（人種特定と同時に並行して身元特定を専門家に依頼し、DNA抽出が可能な破片上の遺骨のみの場合も

要請が反映されたことは大いに評価したい。次号では、「見直しを個人間における人の遺骨情報に担うDNAの塩基配列における1塩基の違いをSNPという。この塩基配列は、人と人では99・9%同じ配列であるが0・1%において配列に差異が存在しており、この差異により人の姿形等に違いが生じる。

本会への賛助金のお礼

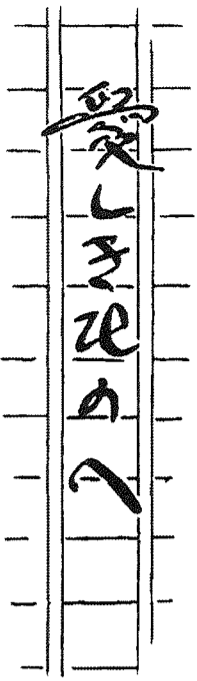
本紙（二面）でもお願ひしていますが、ご賛助金につきましては、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

鴨田篤和、秋田康子、佐野哲哉、吉久保次子、大久保道和、滝口育子、セトグチアキホ、コガトシロウ、タカハシモトイチ（以上、八月一日から八月末日まで）

フェイスブック開設 リアルタイムで情報発信

日本遺族会は、遺族会の取り組みを広く一般に周知するための広報活動の一環として、公式に「日本遺族会事務局フェイスブック」を開設した。このフェイスブックを通じて、戦争の記憶が風化されることがないように、英霊顕彰並びに処遇改善運動、慰霊巡拝、遺骨収集等の活動を、戦争を知らない世代にもわかり易く、リアルタイムで発信していく。

新型コロナウイルス感 新型コロナウイルス感 染拡大防止のため、本会 は、新たに「日本遺族会 の活動が制限される状況 のなか、広く一般、特に 若年層に遺族会の取り組



では征きます

陸軍准尉 北村 卓夫

昭和十九年十一月二十八日
モロッカ諸島モロタイ方面にて戦死
広島県深安郡千田村出身 二十八歳

前略 いよいよ出発することになりました。明二十八日嘉義に向
けて浜松を立ちます。途中九州の新田原に一泊、翌日は台湾です。
それから先は何処の空か分かりませんが、新しい戦場に向かふ筈で
す。宛名が変はつたら早速お便り致します。親類やご近所へ宜しく
お伝へ下さい。皆様のご健在を祈つてやみません。
時局柄、生還を期す事は出来ませんが、もし万一運よく生き残
つたら来年三月頃またお目にかかることが出来るでせう。
余り小生の事は、ご心配にならぬやうお願ひします。現在の小
生は至つて呑気にやつて居ります。幾多の戦場を通つて来たお陰で、
この頃は生とか死とかいふ事は何とも思はぬ様になりました。
自分ながら不思議に思ふぐらいです。
内地に帰つてはや二十日になりますが、気候の良い為か大分肥え
たやうです。
大変元氣ですからご安心の程を。では征きます。

さやうなら

(原文のまま) 愛しきものへ
【令和二年九月靖国神社頭掲示】

記事(二面)といった靖国 神社の一日の様子や武道 館で挙行された全国戦没 者追悼式(関連記事二面) の模様などもリアルタイ ムで発信した。

和の思いをつなげよう として、各都道府 県支部から寄せられた追 悼式、慰霊祭、慰霊碑の 清掃の様子を収めた写 真を交えて終戦の日の各 地の行事を紹介し、離れ ちはつながらつていくこ とを伝えた。

また、英霊にこたえる 会主催の慰霊大祭、「み んなで靖国神社に参拝す る国会議員の会」の代表 参拝、関係の参拝(関連

記事二面)といった靖国 神社の一日の様子や武道 館で挙行された全国戦没 者追悼式(関連記事二面) の模様などもリアルタイ ムで発信した。

九段短歌

沖繩戦犠牲者の名の刻まれし平和の礎に手あわす慰霊
日 四日市市 杉田 慎照
霊の日 千葉市 石橋 嘉子
ニューギニアの港に日の丸掲げたる漁船のおりて身の
引き締まる 富士吉田市 荳沼 勝由
「皇国の子なり」と綴る亡き父の今し読むなり我が誕
生の記 甲州市 三森 一雄
銃剣を持ち直立不動の中学生まなこの先は太平洋戦争
出陣の学徒兵の和歌載ればくり返し読む涙して読む
「お国のため」そついう言葉知らない平生成生まれの
孫たちに問う 青森県 田中 恭子
佐世保市 富永八重子

3県で日章旗等が返還

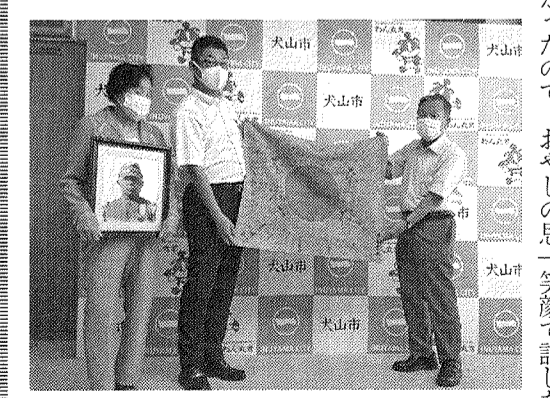
OBONソサエティ

本会が厚生労働省の委 託を受け実施している 「戦没者遺留品の返還に 伴う調査」事業で、戦没 者の遺品の返還運動を推 進しているOBONソサ エティから本会に照会が あつた日章旗等が、青森 県、愛知県、鳥取県でそ れぞれ遺族に返還され た。

青森県では、米国人が所 有していた日章旗が大山 市出身でフィリピン・レ

イテ島において戦死した 和泉則男さんと判明し、 則男さんの兄の孫にあた る敬也さんに八月四日、 犬山市役所で山田拓郎市 長が立ち合い、愛知県遺 族連合会の柴田義継会 長から敬也さんに返還 された。

敬也さんの母芳子さん は「すくありがたい。 勇からはすく頭のいい 秀才だったと聞いてい た」と感慨深げに語った。 鳥取県では、フィリピ ン・ルソン島で戦死した 松江市乃白町出身の細田 仙次郎さんのアルバムが 七月十五日、鳥根県松江



柴田義継愛知県遺族連合会会長から和泉則男さんの兄の孫にあたる敬也さんに返還された日章旗。8月4日、犬山市役所で

合同庁舎で遺品の披露及 び取材を受けた後、長男 の善男さんへ返還され た。伝達式には、遺族五 人が出席。善男さんはお ぶくろも話してくれな かったので、おやじの思 い出はほとんど分からな い」としながらも、写真 一枚一枚に見入っていた。 朝晩に拝んでいる仙 次郎さんの仏壇に「返つ てきたよと言いたい」と 笑顔で話した。

ミャンマー小学校 修繕募金のお礼

本紙(同面)でもお願 いしているミャンマー小 学校修繕募金につきまし て、ご賛同いただきました。 左記の方々に対し、お 礼申し上げます。

- 名古屋市 小坂 れい
- 岐阜市 安原 恭子
- 上尾市 泉田 照子

藤川裕子、馬渡節雄、シ ンボリマサトシ、サカウ エタダシ、シラタキカズ エ、ヒラヤマヨシエ、イ トウタケシ、サカグチシ ゲコ、バンコウザプロウ、 ミヤモトリエコ、ヤゴウ ヨシコ、ヒデヒラリヨウ コ、リュウヒロコ、オビ ヨシト(以上、八月一日 から八月末日まで)

皆様からいただきました 「ミャンマー小学校修 繕募金」は校舎等の修繕 費用に充てさせていただきます。

誠にありがとうございます。

ミャンマー(旧ビルマ)小学校修繕募金のお願

日本遺族会では、ミャンマー(旧ビルマ)に建設贈呈した小学校の修繕費用について寄附金を募っております。先の大戦で、18万の将兵が散華されたミャンマー(旧ビルマ)の子供たちのため、平成11年度より3年計画でヤンゴン、アキャブ、ペグー市内に三校の小学校を建設し、竣工贈呈をいたしました。建設から二十数年が経過し、校舎等も老朽化が進んでいることから本会では、令和2年度事業計画で社会奉仕活動の推進として、この度小学校の修繕費用を募ることとなりました。関係ご遺族をはじめ、広くご遺族の皆様からのご支援とご協力賜りますよう、お願いいたします。募金単位は、1口三千元から。

銀行名：三井住友銀行 神田支店 口座番号：当座預金1015126
口座名：一般財団法人 日本遺族会(ザイ)ニホンイゾクカイ



ペグーのカドウィンチャン小学校